そらいろラボ特約（プログラム規約）

第1条　　（適用）

1. 本特約は、プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）（以下「本則」という。）に付随し、「そらいろラボ」（以下「本プログラム」という。）に参加する会員に適用される。
2. 本特約に定めのない事項については、本則の定めによるものとする。

第2条　　（登録対象）

本プログラムにおける登録対象は、次の設備の導入又は更新による温室効果ガス排出削減活動とする。

(1) 太陽光発電設備
(2) 既設の太陽光発電設備へ追加的に導入する以下の設備
    - 出力制御対応機能付きパワーコンディショナー
    - 蓄電池
    - 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）
    - 貯湯槽付きヒートポンプ（エコキュート）

第3条　　（本プログラム固有の追加要件）

会員は、本則第 4 条に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 太陽光発電設備で発電された電力(蓄電池に蓄電された電力も含む)の全部又は一部を自家消費していること。
(2) EV 放電サービスその他太陽光発電設備による自家消費分を外部へ提供するサービスを利用していないこと。
(3) その他運営・管理者が必要と認める事項。

第 4 条　（本則要件の適用除外）

本プログラムにおいては、本則の規定のうち、次の各号に掲げる条項は適用しない。

(1) 第 15 条　2.
(2) 第 15 条　3.

附則

本特約は、2026 年 4 月 15 日から施行する。